



多重債務相談の受付状況(平成25年度)

－ 相談件数は微増 －

【概要】

- 平成25年度における管内の多重債務相談の受付件数は326件で、前年度(319件)に比べ2%の増加。
 - 年齢別では「60代以上」が78件(24%)と最も多い。
また、「20代」の相談が28件(9%)と増加傾向にあり、①学生時代の奨学金借入れの返済負担が大きい、②就職後の低賃金及び非正規社員で収入が不安定、といったことが要因となっている。
 - 多重債務に陥った理由別(※複数回答)では、①「商品・サービス購入」(70件)、②「低収入・収入の減少等」(66件)、③「事業資金の補填」(65件)の順となっている。
「商品・サービス購入」が大幅に増加(24年度36件 → 25年度70件)しており、一方で「低収入・収入の減少等」は大幅に減少(24年度117件 → 25年度66件)している。
- | | |
|------|--|
| 24年度 | ①「低収入・収入の減少等」(117件)、②「事業資金の補填」(66件)、③「不明」(63件) |
| 23年度 | ①「低収入・収入の減少等」(129件)、②「不明」(78件)、③「事業資金の補填」(67件) |
- 相談を受け付けた326件のうち、法的解決を図る必要のあるものなど約9割の290件について、弁護士会等法律専門機関などを紹介している。

【近畿財務局多重債務者向け相談窓口】

近畿財務局では、自らの収入で返済しきれないほどの借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じ、相談者の抱える借金の状況等をお伺いするとともに、必要に応じて専門機関(弁護士や司法書士等)をご紹介します。

借金の問題解決は、あなたの決意次第で解決します。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。**相談費用は無料**です。

◎ 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時

06-6949-6523 又は 06-6949-6875



【相談事例】

◆事例1 (50代女性、無職)

離婚後、勤めながら娘と2人で暮らしていた頃に生活費等の不足を借入れしたのがきっかけで、現在、5社から240万円ほど借入れしている。長年、怠ることなく返済を続けてきたが、現在は体調を崩し勤めることができず、貯蓄もなくなってしまい、今後の支払いが厳しい。

⇒当局で面談したところ、過払い金が発生する可能性があることがわかり、弁護士会を紹介。弁護士による受任後、返還された過払い金で当面の生活に目途が立った。

◆事例2 (40代男性、給与所得者)

部下に外食代金をおごったり、趣味の旅行に行くなどで散財した。急な出費を借入れて補填していたが、収入が減少し、返済が滞ってきた。現在、6社から600万円ほど借入れしている。

⇒当局で面談したところ、一定の収入があり、家計を見直せば返済可能であることが判明したため、家計簿を付けるなど家計管理を勧めた。また、返済が延滞している借入先もあることから、債務整理方法について説明し、具体的な解決方法を弁護士とよく相談するよう、弁護士会を紹介した。

◆事例3 (60代女性、年金生活者)

亡夫の治療費や生活費が不足したため借入れしたのがきっかけで、現在、2社から100万円ほど借入れしている。返済が困難になっているが、子供には迷惑を掛けたくない。

⇒当局で面談し、債務整理方法について説明したところ、自己破産すれば「選挙権がなくなる」などの誤解もあったことから、メリット・デメリットを丁寧に説明したうえで、弁護士会を紹介した。

<当局相談の流れ>

1. 相談受付
(電話・来訪)

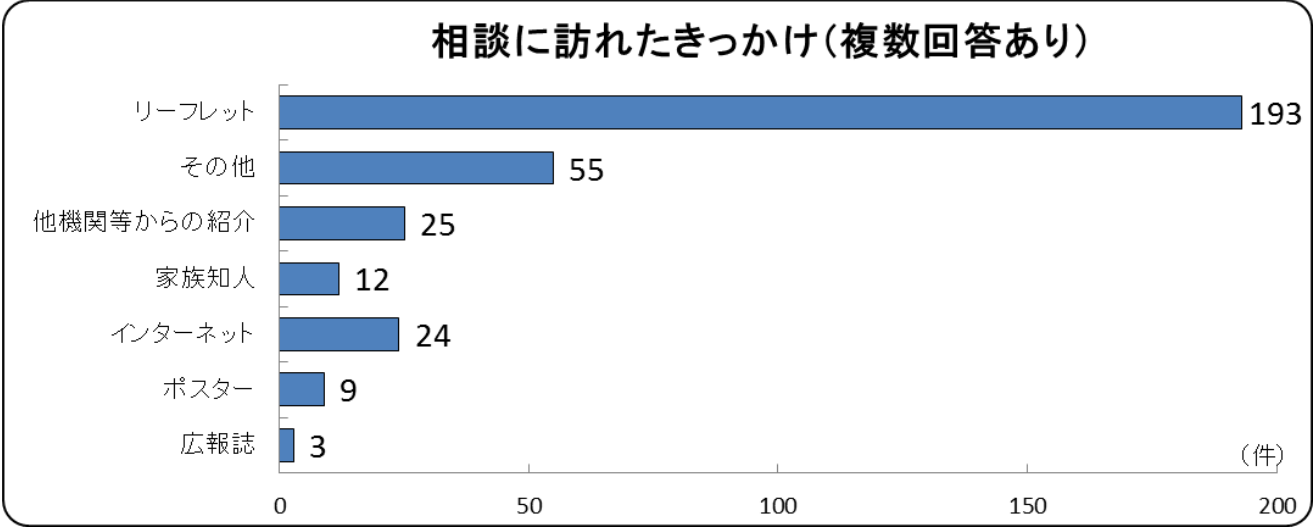
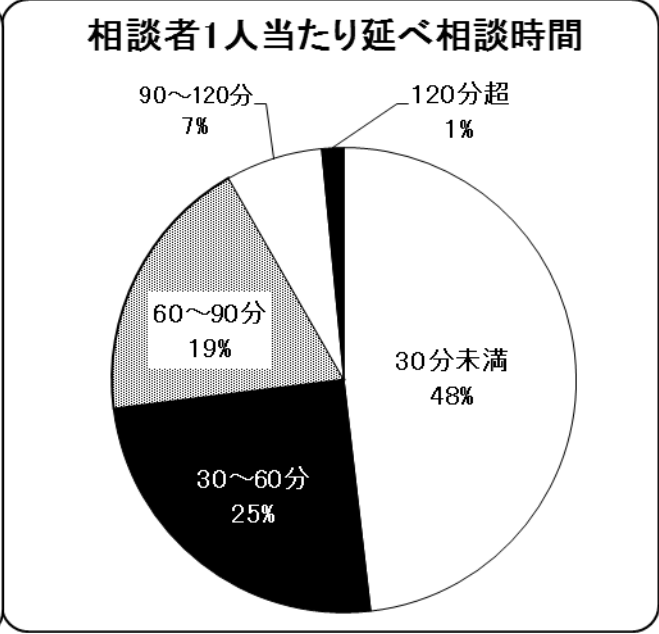
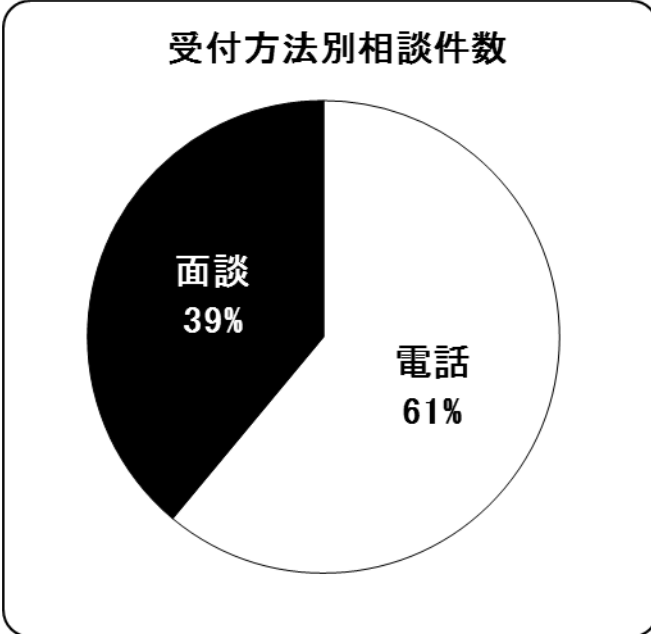
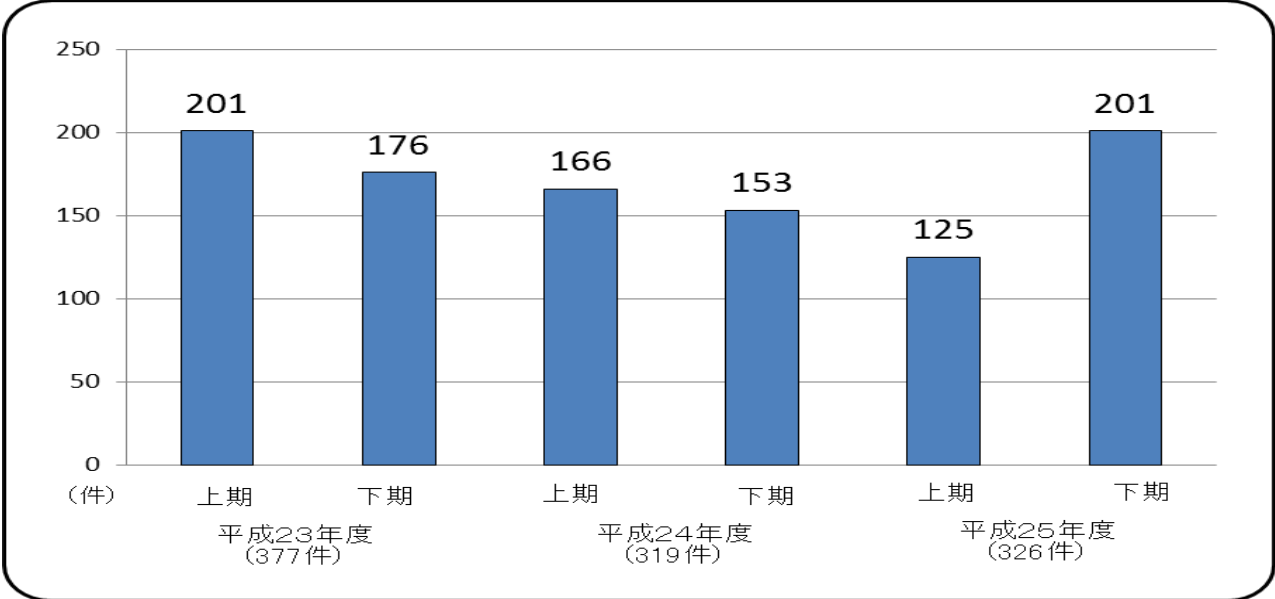


2. 債務整理
方法のアドバイス



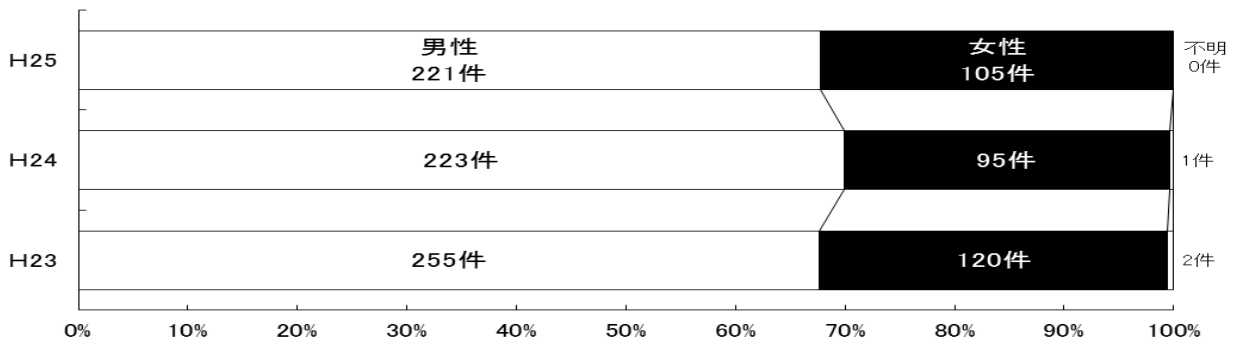
3. 弁護士等の
法律専門家へ

1. 期別受付件数の推移等

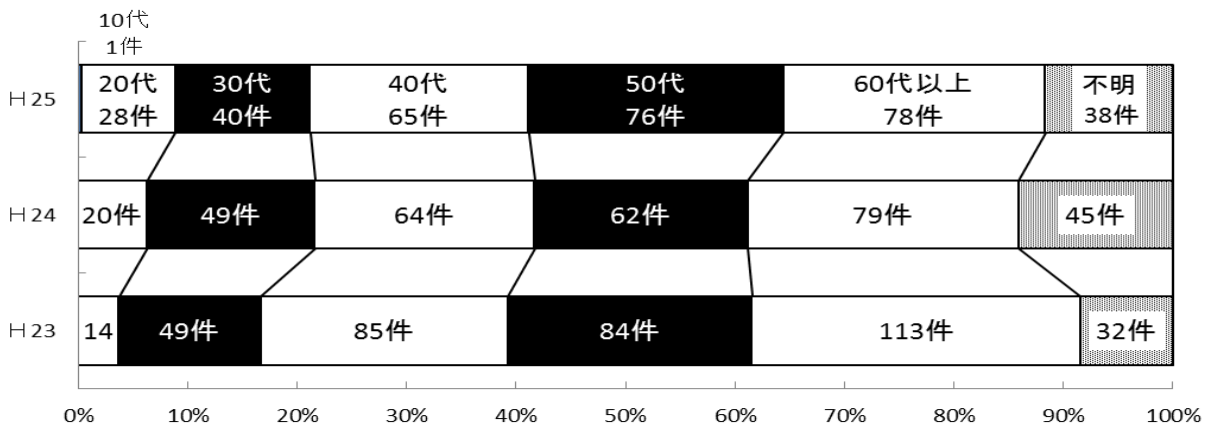


2. 相談者のプロフィール

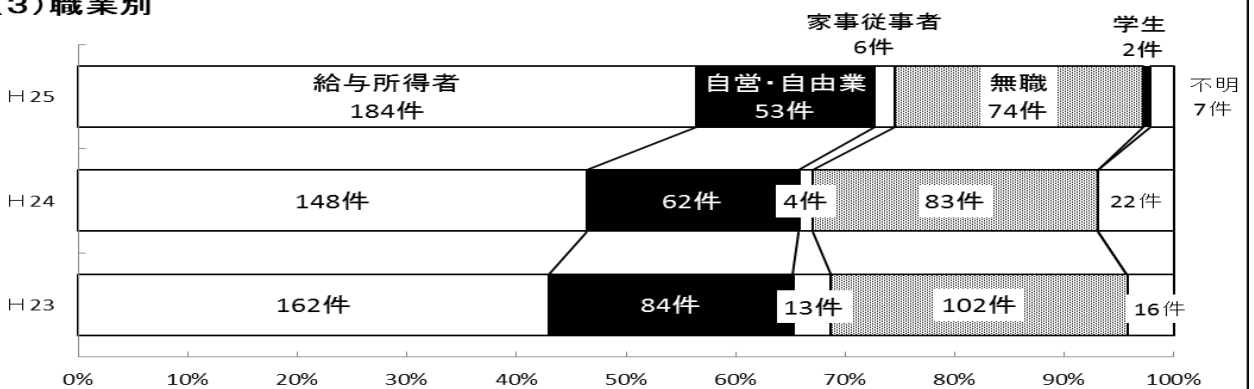
(1) 性別



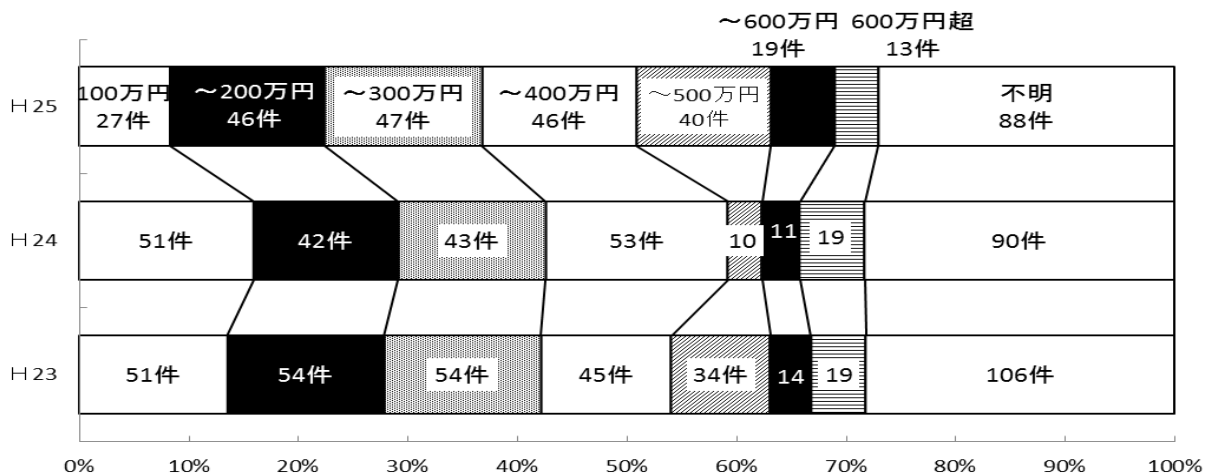
(2) 年齢別



(3) 職業別

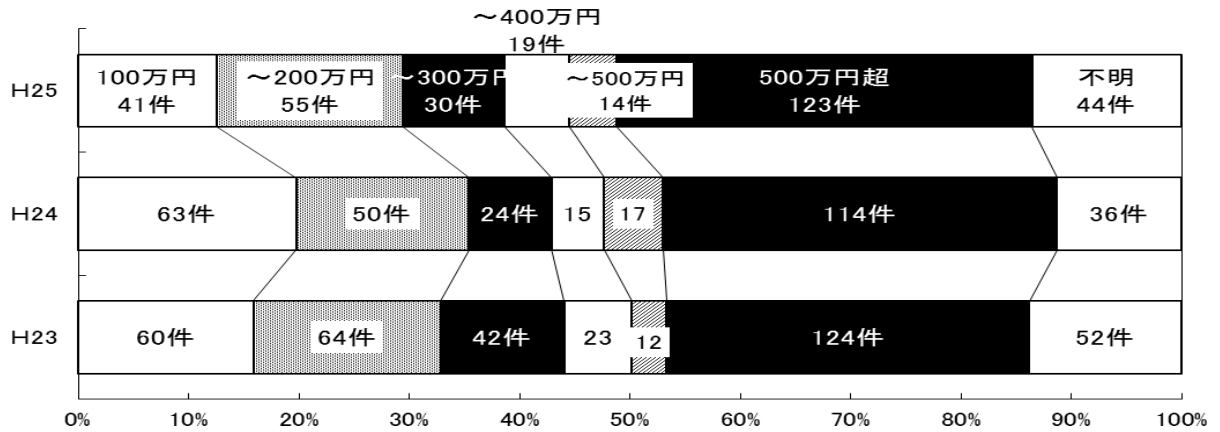


(4) 相談者の年収

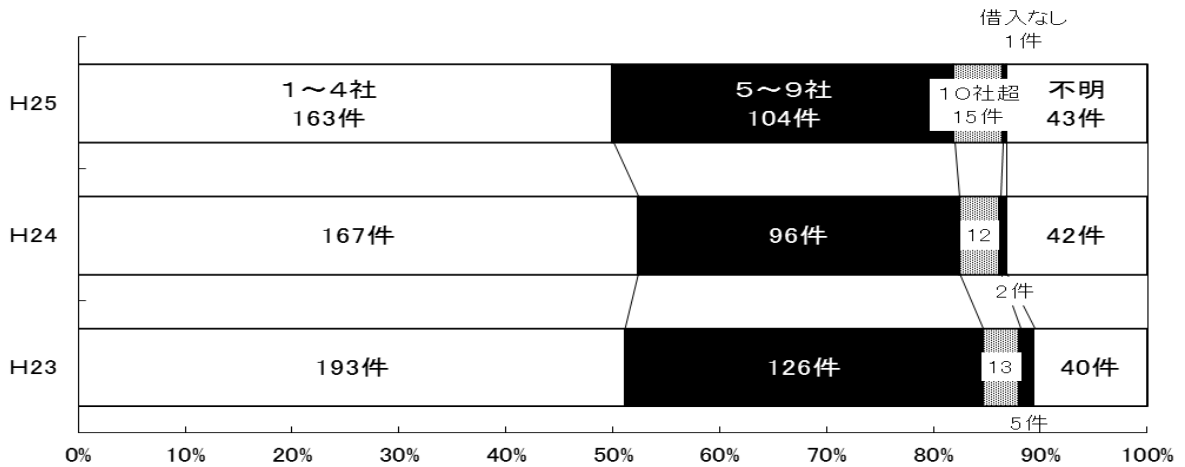


3. 相談者内容

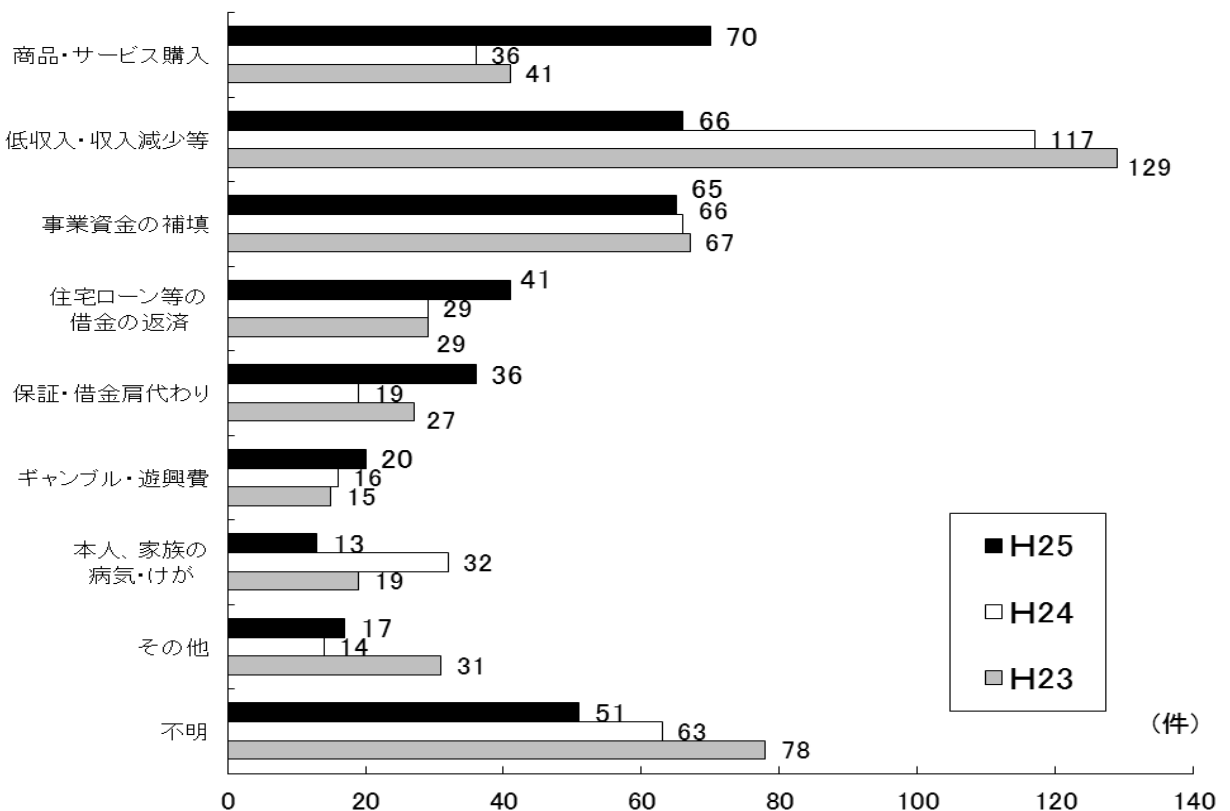
(1) 相談者の借入残高



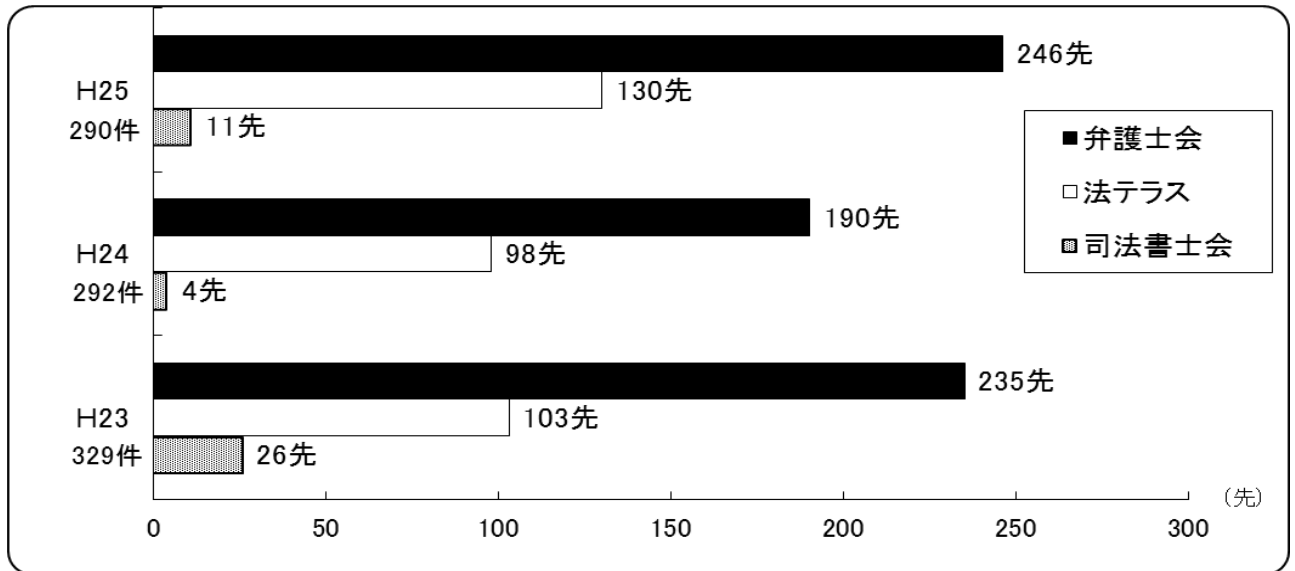
(2) 相談者1人当たりの借入社数



(3) 多重債務に陥った理由(複数回答)



4. 弁護士会等専門機関への紹介件数（複数紹介）



注 1) 1 件の相談者に対し、複数の窓口を紹介している場合がある。

(H25 年相談者 290 件⇒紹介先 387 先、H24 年 292 件⇒292 先、H23 年 329 件⇒364 先)

注 2) 「法テラス」とは、法制度に関する情報や法律サービスの提供を目的に、総合法律支援法に基づき、平成 18 年 4 月に設立された法人。正式名称は「日本司法支援センター」。

注 3) 近畿財務局では、専門の相談員が債務の状況等を丁寧にお伺いし、一覧表等に整理するとともに、債務整理の方法に関する説明等を行い、必要に応じて弁護士会等法律専門機関の相談窓口を紹介するなど、多重債務の解決に向けた助言及びサポートを実施している。